

通所介護

デイサービストーリツ 新小岩 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社トーリツが開設するデイサービストーリツ 新小岩（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者的心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービストーリツ 新小岩
- 2 所在地 東京都葛飾区東新小岩 7-3 1-1 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 （生活相談員、介護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 2 通所介護従事者 生活相談員 1名以上
介護職員 1名以上 } うち常勤 1名以上
看護職員 1名以上
 - ・通所介護従事者は、指定通所介護の業務にあたる。
 - ・生活相談員は、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・支援等を行い、通所介護計画書の作成等を行う。

- ・介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 機能訓練指導員 1名以上（専従又は看護職員と兼務）
・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 4 調理員 1名以上
・利用者の昼食等の用意、後片付け等を行う。
- 5 運転手 1名以上
・利用者の送迎を行う。
- 6 事務職員等 1名以上
・事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（但し、12月30日から1月3日までを除く）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1単位 サービス提供時間帯 午前8時45分～午後5時00分 定員40人

(指定通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画・支援計画表（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
(排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護)
- 2 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。（衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助）
- 3 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
(食事の準備、食事形態の変更、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助)
- 4 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を

獲得するための訓練を行う。

5 栄養改善に関するこ

低栄養状態にある利用者等に対して、改善に向けた指導若しくは栄養改善サービスの提供を行う。

6 口腔ケアに関するこ

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

7 アクティビティ・サービスに関するこ

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操)

8 送迎に関するこ

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。居宅内介助を要する場合は可能な限りの対応を行う。送迎車両には通所介護従事者が同乗し、必要な介護を行う。

9 相談・助言に関するこ

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 1 指定通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画の作成等)

- 第9条 1 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画は遅延なく利用者に交付する。

- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を越えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、葛飾区、江戸川区の一部とする。

(契約書の作成)

第13条 指定通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第14条 1 指定通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者

- に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 従業者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(緊急時等における対応方法)

第16条 1 通所介護従事者は、指定通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。また、訓練実施にあたり、日頃から地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

防火管理責任者	内藤 大
防災訓練・通報訓練	年1回
避難訓練	年2回

(相談・苦情対応)

第18条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

【事業所 相談、要望、苦情等窓口】

事 業 所 名	デイサービスストーリツ 新小岩
氏 名	管理者：内藤 大 生活相談員：川上真由美、森修司、内藤大
電 話 番 号	03-5671-8102

※ 窓口対応基本手順

①相談、要望、苦情等の受付 → ②問題内容の確認 → ③担当責任者へ報告 → ④

原因追求と究明 → ⑤問題解決に向けた対応の実施 → ⑥再発防止と改善措置 → ⑦お客様への報告 → ⑧記録の作成・保管及び責任者への報告

(事故処理)

- 第19条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(個人情報の保護)

- 第20条 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第21条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止のため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第23条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第24条 1 事業所は、全ての通所介護従事者（介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者は除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、通所介護従事者の質的向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社トーリツと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年3月7日より施行する。

この規程は、平成29年4月4日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年7月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。